



平成 27 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ラ ン ド
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 松 谷 昌 樹
役 職 氏 名 (コード番号 8918 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 佐 瀬 雅 昭
電 話 番 号 0 4 5 - 3 4 5 - 7 7 7 8 (代 表)

第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ）
及び金銭出資）に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行（以下、「本件増資」といいます。）に関して、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 27 年 2 月 12 日
(2) 発 行 新 株 式 数	65,975,100 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 14 円 56 銭
(4) 発 行 価 額 の 総 額	960,597,456 円 内 499,999,136 円は、下記（7）の要領による現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の払込方法によるものとする。
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当による
(6) 割 当 先 お よ び 割 り 当 株 式 数	渡壁 謙二 36,744,400 株 清野 伸一 19,230,700 株 セノーテ 5 号投資事業有限責任組合 10,000,000 株
(7) 現物財産の内容及び 価 額	渡壁謙二が、当社に対して保有する金銭債権の元本 500,000,000 円のうち 499,999,136 円
(8) そ の 他	

2. 募集の目的及び理由

(1) 再生に向けたこれまでの取り組み

当社は、リーマンショック以降、不動産市況の急速な冷え込み等により、業績の急激な悪化を余儀なくされたことから、バランスシートの改善を進め、合わせてコア事業であるマンション事業とシニア事業に特化して事業を展開することが、早期再生に繋がるとの信念のもと、別表1の通り、平成21年4月以降、8回の第三者割当増資（新株予約権の発行を含む）を行い、これにより調達した資金を事業に有効活用するとともに、バランスシートの改善に向けた債務圧縮及び大幅なリストラを進めることにより、再生に向け邁進してまいりました。

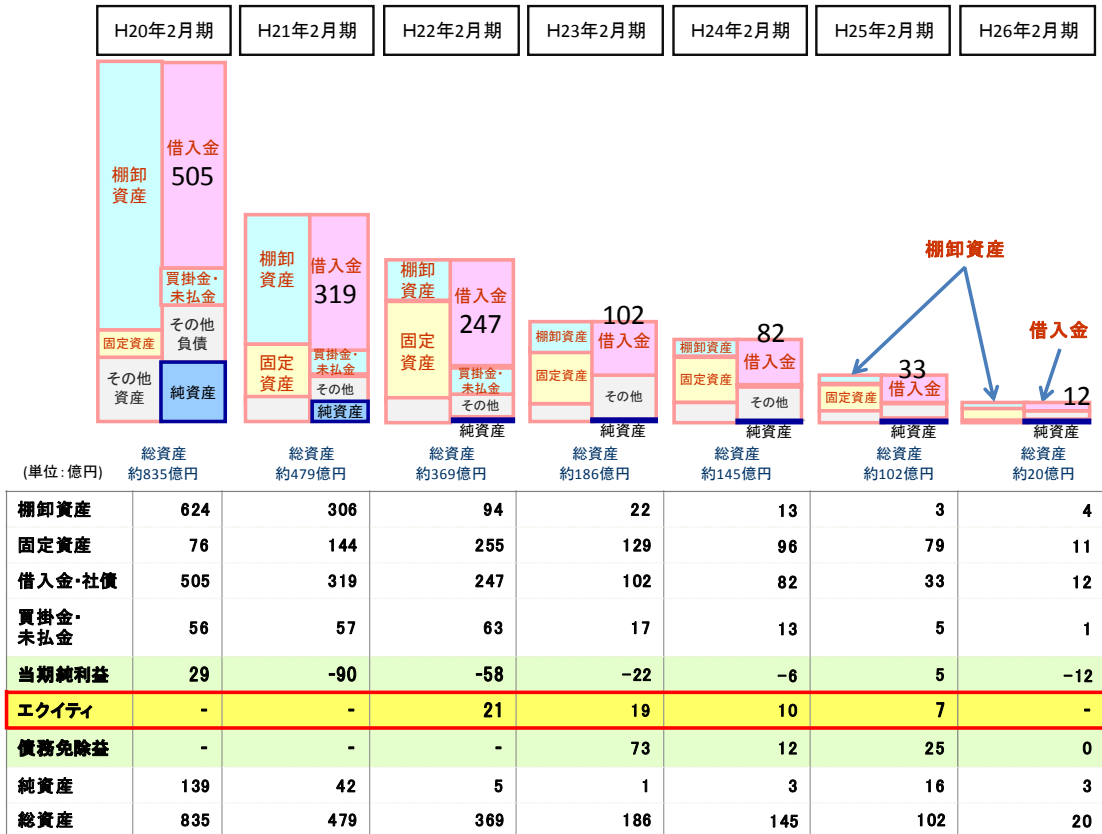
(別表1)

計8回、合計57億4,500万円の増資を実施

	発行 決議日	発行内容・金額		調達金額	現物出資 (DES)
①	H21.4.14	新株式 6億円	計 10億円	6億円	—
		新株予約権 4億円(発行価額含む)		4億円	—
②	H21.8.10	新株式 4億円	計 61億 7千万円	4億円	—
		(新株予約権) 56億円		—	—
		新株予約権 発行価額 1億7千万円		1億7千万円	—
③	H21.12.28	新株式 1億8千万円	計 1億8千万円	1億8千万円	—
④	H22.2.12	新株式 4億円(うち2億円は現物出資)	計 約4億円	1億9千5百万円	2億円
⑤	H22.7.13	新株式 5億円(うち4億円は現物出資)	計 約7億円	1億円	4億円
		新株式 2億円		2億円	—
⑥	H22.11.9	新株式 12億円	計 約12億円	12億円	—
⑦	H23.8.10	新株式 5億円	計 約10億円	5億円	—
		新株予約権 5億円		5億円	—
⑧	H24.4.16	新株式 7億円	計 約7億円	7億円	—
				計 51億4,500万円	計 6億円
合計 57億4,500万円					

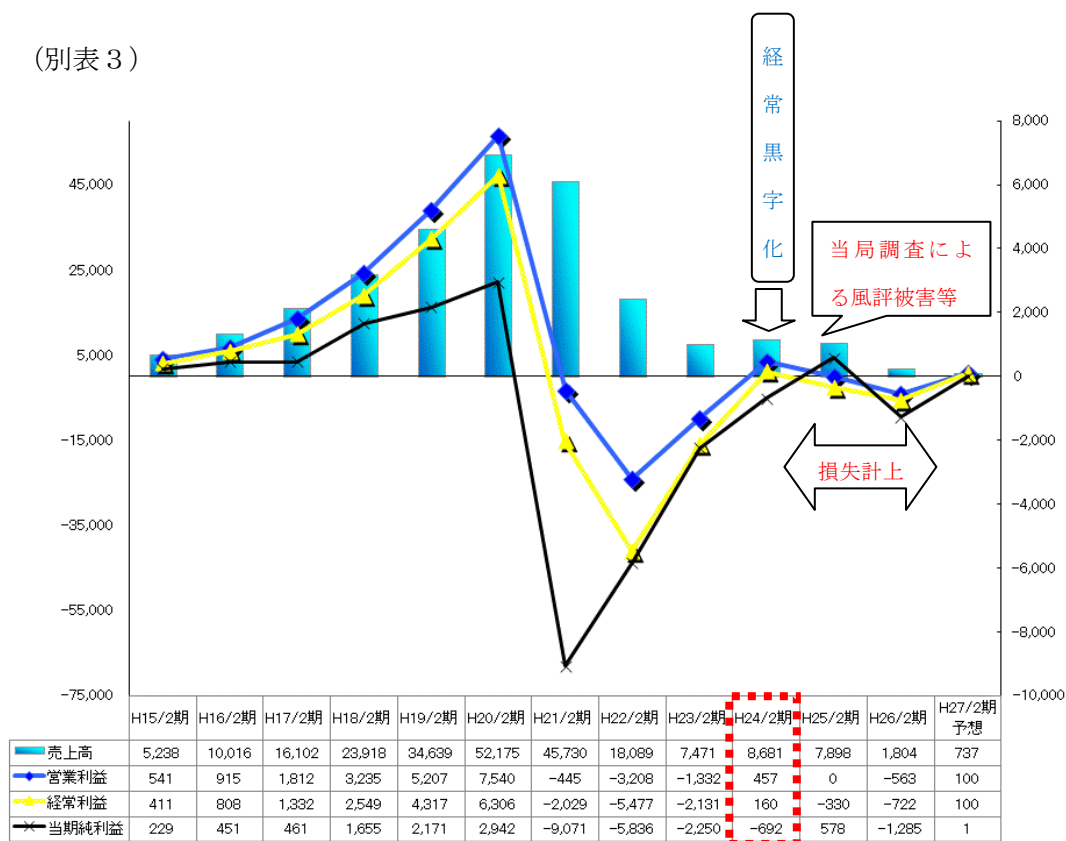
その結果、別表2のように債務圧縮が大幅に進み、バランスシートは改善し、支払利息の減少とリストラ効果も相まって、別表3で見取れるように、平成24年（2012年）2月期に4期ぶりとなる経常黒字を達成するなど、相応の売り上げが計上できれば、何とか経常的に黒字化が見込める体制も構築でき、再生まであと一步というところまで成果が進捗しておりました。

(別表2)



(図はイメージです)

(別表 3)



しかしながら、当社は、平成 24 年 12 月 5 日より、金融商品取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）容疑（以下「本件嫌疑」といいます。）で証券取引等監視委員会及び神奈川県警（以下「当局」といいます。）による調査（以下「本件調査」といいます。）を受け、これに付随した風評被害等の影響により、コア事業であるシニア事業からの撤退やマンション事業における共同事業の解約を余儀なくされただけでなく、当時仕掛けていた共同事業案件の取り組みについて、取引先から辞退の申し入れが相次いだことや、すでに役務の提供が完了したコンサルティング業務等において、本来得られるべき成果報酬（手数料）が減額や支払を留保される状況に追い込まれ、平成 24 年 2 月期には一旦経常黒字化したものの、業績は、大きく落ち込み、別表 3 の通り、平成 25 年 2 月期及び平成 26 年 2 月期には営業赤字を計上するに至り、これまでの再生に向けた取り組みや成果が無くなるに等しい状況に陥りました。

(2) 当局による調査以降の状況

当局の調査を受けた平成25年2月期（平成24年3月1日～平成25年2月末日）につきましては、本件調査以前において、経常黒字化を見込める体制の構築が進み、さらなる業績向上に向けた不動産案件の取得資金の調達は視野に入れていたものの、当面の運転資金には不安のない状況でありました。

しかしながら、本件調査及びそれに付随した風評被害等による影響から、当社の信用は大きく毀損され、以下のような状況に陥りました。

- ① 本件調査に起因した風評被害等による影響から、事業の柱の一つであったシニア事業から撤退を余儀なくされ、収益力が著しく低下したこと。
- ② 金融機関から、事実上、当社が取り扱うマンション顧客に対する住宅ローンの取り扱いが停止されており、現時点では、当社の主たる業務であるマンション販売事業ができない状況であること。
- ③ 本件調査当時に進捗していた共同事業で解約が相次ぎ、得られるべき収益を大きく毀損したこと。また、仕掛り中の案件について、取引先からの取り組みを辞退する旨の申し出が相次ぎ、以降の売上計上見込みが大きく減少したこと。
- ④ 物件の仕入れに関して、金融機関からの借入による資金調達はできず、手持ち資金で対応することも難しいことから、現時点では、土地等の物件仕入れが困難な状況であること。
- ⑤ 信用の著しい毀損により、一部の友好的な取引先を除き、特に大手不動産会社等をはじめとした取引先との間で、現時点では、当社が取引当事者となる取引ができない状況であること。また、すでに役務の提供を完了した手数料についても、減額や支払を留保される状況になったこと。
- ⑥ 当社の事業利益獲得の源である“人材”の流出が進み、現時点では新規採用も難しい状況の中、現勢人員だけで大きな成果を得られるかが不透明であること。

上記の様な状況に陥ったことから、前述の通り、平成24年2月期に一旦経常黒字化を実現したにもかかわらず、業績は、想定よりも大きく下落し、結果として、別表3の通り、平成25年2月期及び平成26年2月期は営業損失、経常損失を計上するに至っております。

つまり、本件調査とそれに起因する風評被害等の影響により、当社の“人材（ひと）”“事業（もの）”“資金（かね）”に多大なる被害が生じており、再生に向けた状況は本件調査が行われる以前と比べ、相当悪化しているものと思われまます。

(3) 本件調査の終了と今後の見込み

平成26年10月23日付で開示の「当局による調査終了に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当局より、本件調査が終了した旨の説明を受け、押収されたすべての資料が、返却されております。

本件調査の終了をもって、当社の会計処理の妥当性が認められ、当社への一切の嫌疑が払拭されたものと認識しておりますが、本件調査に起因した風評被害等による信用毀損は甚大で、今後の再生に向けた道のは不透明で、かつ、非常に険しいものと想定されます。

平成27年2月期につきましては、平成26年12月29日に業績予想を開示しております通り、平成27年2月期第2四半期までに取り組んできた案件の利益による“蓄え”を以降の販売費及び一般管理費で消費している状況であり、更なるコスト削減の断行で、何とか黒字化を見込んでおりますが、現時点では、売上計上が確定している案件がなく、来期以降の見込みが立っておりません。

当社といたしましては、これまで以上に早期再生に向け、最大限の努力をしまいる所存ではありますが、本件調査の終了により、すぐに毀損した信用が回復することは考えにくく、信用を取り戻すには、今後、着実に事業を遂行し、実績を挙げる必要があるものと認識しております。

そのため、少なくとも本件調査前の状態まで、信頼と営業を回復させるには、1～2年程度かかる可能性も否めず、今後の再生に向けた取り組みをしっかりと行っていくためにも、足元の経営不安を払拭する必要があり、その間（概ね2年程度）の人件費や事務所賃料などの運転資金を確保する必要があるものと考えております。

当社といたしましては、これらの運転資金の調達が出来れば、取引先等からの信頼度も向上するものと期待しております。

また、本件調査を受けていた間にも、一部の金融機関等（以下「金融機関等」といいます。）と事業資金の借入等による調達に関して協議を継続しており、金融機関等からは、当局の調査が終了することに加え、バランスシートの改善がさらに進むことを条件として、融資等による資金調達を検討していただけることとなっております。

さらに、複数の取引先から、前述の金融機関等との協議再開に向けた条件と同様の条件がクリアされ、資金繰りの悪化等、当社の足元の経営不安が解消されるのであれば、当社と不動産事業における共同事業に取り組んでも良いとのオファーをいただいております。

(4) 今回の増資について

当社といたしましては、本件調査前に、再生まであと一步というところまでの成果を出した自信があり、本件調査が終了した現在、残るバランスシートの改善（負債の減少と自己資本の増強）を図るとともに、運転資金の調達による足元の安定感を確保することができれば、再生に向けた土台が構築できるものと認識しております。

また、今しばらくは、デベロッパーとして事業を展開することは難しいと考えており、当面は、必要な手付金等の資金を確保し、不動産を取得した上で、権利関係の調整、借地権等の取りまとめ等を行い、第三者に転売する事業や、古いビルや社宅等を取得し、リノベーションを行ったり、権利関係の調整を行った後に更地にする等、価値を高めて売却する事業等を展開してまいる所存であります。

さらに、信用回復し、バランスシートの改善が図れば、外部から直接、間接的に資金を調達することが可能となるものと想定しており、当面はこれらの事業で実績を作り、将来的には再度マンション等の開発事業を展開することも視野に入れております。

当社といたしましては、増資を行った場合、発行済株式は希薄化するものの、資金を調達すること及びバランスシートを整えることが、結果として、現状よりも会社の価値を高められるものと自信をもっており、希薄化に関しては最大限に配慮し、今後の再生に向けた必要最低限の調達額を算出し、複数の投資家と協議をしてまいりました。

なお、現時点で、債権者と協議中の債務（未払利息含む）の残高は、本件調査が行われていた約2年の間も、債権者からの要請等により、特別損失の計上を伴う担保資産等の売却による返済を余儀なくされ、結果として、債務残高は減少し、平成27年2月期第3四半期時点で約10億円超となっております。

この内の5億円につきましては、今回の割当先である渡壁謙二氏から、優良な不動産案件の取得に関して、資金需要が生じたことから、平成26年10月27日付で金銭消費貸借契約（年利3%、弁済期日平成26年11月30日）を締結し、不動産案件の取得にかかる資金として借り入れたものであります。

当社といたしましては、当初弁済期日までの間に、別の投資家から資金を調達し、これを渡壁氏に弁済した上で金銭出資の払込をしていただく想定をしておりましたが、当社の現状の与信状況では、弁済期日までに借り換えができず、結果、現時点まで弁済ができておりません。そのため、当該5億円の借入金については、渡壁氏と協議の上、金銭等による弁済ではなく、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）での引き受けも可能との意向を示されたため、5億円の借入金につき現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を行うことといたしました。

当社といたしましては、今回の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により、債務の半分程度を圧縮し、バランスシートを改善するとともに、調達した資金を有効的に活

用し、今後の事業を展開することで、前述した通り、金融機関等からの借入や有力な事業パートナーとの共同事業に関する協議を再開することができるものと認識しております。また、それにより、徐々にではありますが、利益を出せる体制が再構築できるものと考えており、そうなれば、残る債務を今後の事業で得られる利益等で分割して弁済することが十分可能となるため、その点につき、残る債権者との間で当該債務の弁済に関する協議を進められるものと認識しております。

そのため、バランスシートの改善を目的とした借入金（不動産案件の取得にかかる資金として、渡壁氏より借り入れた500百万円）の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により、約500百万円の新株発行を行うことに加え、足元の安定感を確保するため、運転資金として約303百万円（概ね2年程度の人件費等として約200百万円、事務所賃料等の一般管理費として約85百万円、新株式発行に係る諸経費として約18百万円）及び、今後の事業展開の基礎を作るため、不動産等の取得にかかる手付金等に充当する資金として約157百万円の合計約460百万円の資金を金銭出資にて調達することといたしました。

当該現物出資（デット・エクイティ・スワップ）及び金銭出資による資金調達ができれば、平成26年12月29日に開示いたしました平成27年2月期業績予想を参考に、平成27年2月期末のバランスシートをシミュレーションした場合、別表4の通り、自己資本比率が約6割程度にまで改善する見込みとなるため、財務基盤は大幅に強化され、再生に向け進みだすことができるものと考えております。

当局による調査終結により、今後は信用回復に向け全精力を注いでまいり所存ではありますが、信用の回復には相応の時間と相当な努力、並びに友好的な取引先からの協力が必要となるものと認識しております。

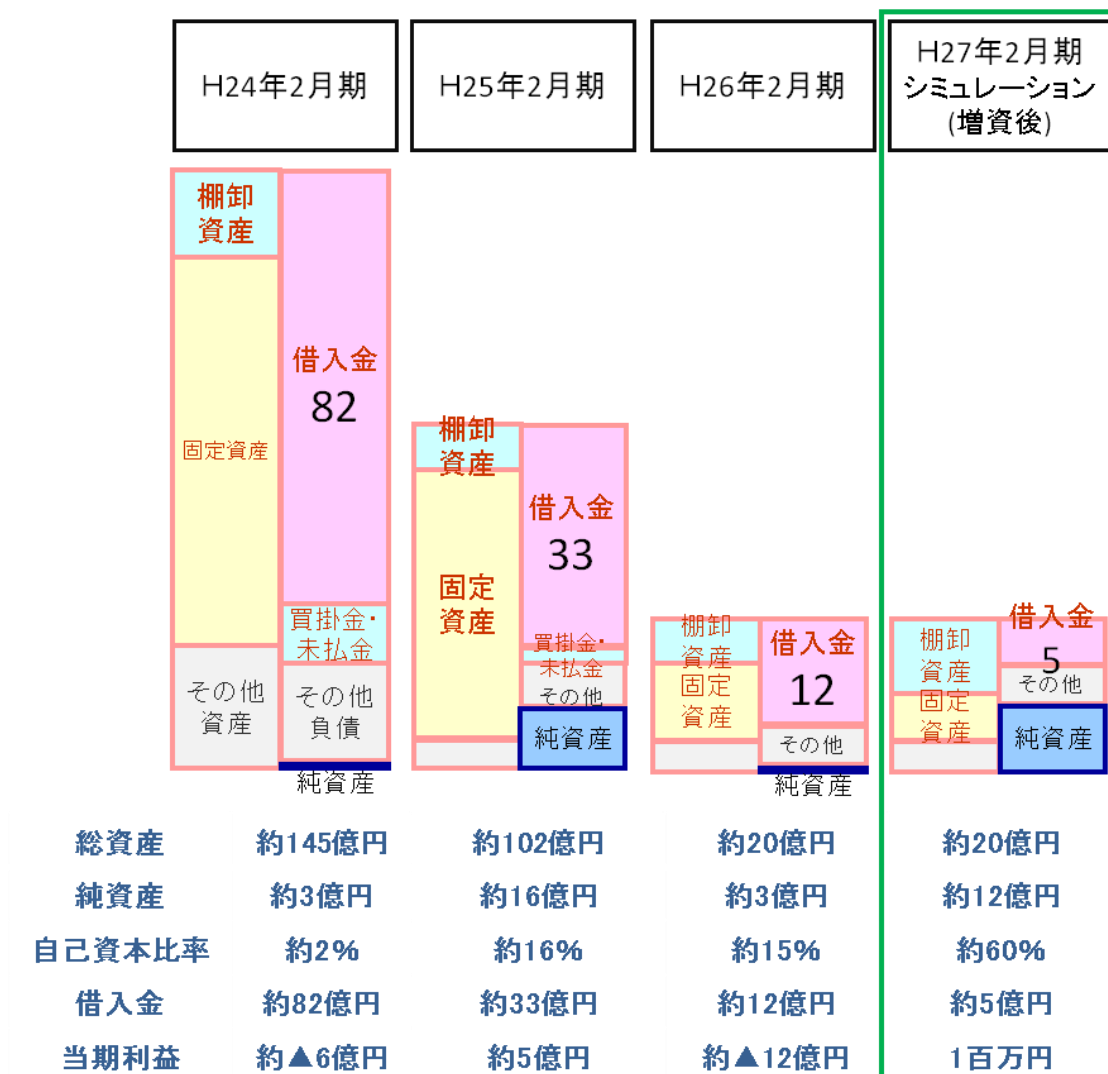
また、再生に向け、会社の体制構築には一定の目途はたったものの、現時点では、再生に向けて進んでいくための資金が十分とは言えない状況であり、当社といたしましては、今回の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により債務の圧縮を行うとともに、今後2年間程度、前に進んでいくことができれば、再生に向けた土台作りができるものと考えております。

割当先として選定した渡壁氏と清野氏には、厳しい状況の中、これまで当社を支えていただいたことから、当社といたしましては、今回の割当を引き受けて頂くことで、当社が企業価値を向上できれば、相応の恩返しができるものと考えております。また割当先にとっても、当社の企業価値向上は、自身のメリットとなることから、当該割当先からの今後一層の事業協力等も期待できるものと認識しております。また、同じく割当先として選定したセノーテ5号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるセノーテキャピタル株式会社（東京都中央区、代表者：岡本武之）は、これまでも複数の企業再生に実績を有しており、当社が今後、再生に向け進んでいく上で、ご協力頂けるものと期待しております。

これらのことから、当社といたしましては、今回の増資は、当社の再生に向け、必要不可欠であるものと考えており、株主・投資家の皆様のご理解を賜りたく存じます。

(別表4)

-当局の調査以降のバランスシート推移及び増資後のH27/2期シミュレーション



3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

発行価額総額	:	960,597,456 円
発行に係る諸経費	:	18,000,000 円
調達予定額	:	942,597,456 円

(注 1) 第三者割当増資発行価額の内、約 500 百万円は金銭以外の財産の現物出資の給付が予定されているため、現実に払い込まれる予定の金銭は約 460 百万円であります。

(注 2) 発行に係る諸経費 18 百万円の内訳は、登記費用・司法書士手数料約 3.5 百万円、弁護士費用等約 6 百万円、ファイナンシャル・アドバイザー費用約 4.5 百万円、割当先調査費用・東京証券取引所新株式上場手数料・印刷費用等約 4 百万円であります。

(注 3) 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

渡壁謙二が当社に対して有する金銭債権の元本 5 億円の内 5 億円

借入日 平成 26 年 10 月 27 日

返済期日 平成 26 年 11 月 30 日

利率 年利 3.0%

その他 未払の利息等については、本件増資における現物出資の払込をもって債務免除の予定であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

第三者割当による新株式の発行による差引手取概算額約 942 百万円は、以下の使途に充当する予定であります。

新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
人件費や事務所家賃等の運転資金	285,000	平成 27 年 2 月から平成 29 年 1 月頃まで随時。
不動産案件等の取得にかかる手付金等	157,000	平成 27 年 2 月から平成 27 年 8 月頃まで随時。
バランスシートの改善を目的とした、借入金 (※) の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)	500,000	本新株式の発行に伴い、現物出資として充当。

当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座又はそれと同様に管理された当社子会社名義の銀行口座にて管理いたします。

※対象となる借入金は、当社及び当社の共同事業主が、都内の好立地な優良不動産案件等を取得するための資金が必要となったため、渡壁謙二氏より、不動産の取得及び売却を前提とした共同事業への参画資金として平成26年10月27日に借入したものであり、現物出資ではあるものの、当社といたしましては、実質的には当該優良な不動産案件等の取得資金を資金使途として本件増資を行い、これにより調達した資金を当該優良な不動産案件等に充当するものと同じ効果であるものと認識しております。

なお、現時点で東京都内に所在のレジデンシャル物件で転売を予定している不動産案件の取得にかかる共同事業への参画資金として約3億円を支出済みであり、残る約2億円につきましても、東京都内に所在の不動産の取得を予定しており、対象とする不動産の売主と取引スケジュールにつき協議を進めている状況であり、概ね平成27年2月末頃までには協議が整うものと認識しております。協議が整い次第、当該残資金を支出する予定であります。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本件増資により調達する資金は、概ね平成27年2月から平成29年1月頃までに上記資金使途に限って、随時支出する予定であります。なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の管理する銀行口座又はそれに準ずる当社子会社名義の銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件増資における第三者割当による新株式の発行は、金銭出資による新株式発行約460百万円とバランスシートの改善を目的とした借入金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行約500百万円であります。

このうち、金銭出資による新株式発行による手取金約442百万円の使途の詳細は以下の通りであります。

① 人件費や事務所家賃等の運転資金

現状の役職員に対する概ね2年程度の人件費等として約200百万円や同じく概ね2年程度の事務所賃料や監査報酬・信託銀行への証券代行手数料等の一般管理費として約85百万円を充当する予定であります。なお、今後の事業の進捗状況によっては、現状の人員のみでは対応が難しいことも考えられますが、その場合には、外部の人員に業務を委託して業務を推進してまいる所存であります。

② 不動産案件等の取得にかかる手付金等

当社のビジネスモデルの一つに、不動産案件の情報を入手した後、これらを精査し、当社及び当社の友好的な共同事業先が手付金等を支払い、売主と契約した上で、出口（売却先）となる不動産業者と交渉し、当該売却先への売却資金をもとに、当該不動産を取得すると同時に売却先へ引き渡す方法があります。これは、不動産を当社の手元資金で決済せずに不動産を転売するため、省資金型のビジネスモデルであります。今回の第三

者割当増資により調達する資金の内、約 157 百万円は、このビジネスモデルによる不動産等の取得にかかる手付金等に充当する予定であります。

また、借入金の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行約 500 百万円により、財務基盤の強化が図られることに加え、運転資金及び不動産案件の取得にかかる手付金等の資金を確保することにより、前述の通り、一部の金融機関等との資金調達に関する協議を進めることや共同事業の取り組みが可能となる取引先を拡げることができることから、事業を推進し収益性の向上を図ることが期待され、今回の調達資金を活用し、事業を展開することが、株主価値の向上に繋がるものと判断しております。

当社といたしましては、これらの点から、資金使途に関して合理性はあるものと判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

本新株式の 1 株当りの発行価額につきましては、平成 27 年 1 月 26 日の決議にあたり割当先とも協議の上、発行決議日の前営業日である平成 27 年 1 月 23 日から 3 ヶ月を遡った期間（平成 26 年 10 月 24 日～平成 27 年 1 月 23 日）の株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価格（以下「終値」といいます。）の単純平均値である 16.17 円に 0.9 を乗じて得た価額を下回ることがないように考慮し、14 円 56 銭といたしました。

発行価額の算定にあたっては、出来る限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。また、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、もしくは当社の株価が不安定な値動きをする場合には、何らかの特殊な要因が株価の形成に影響を与えているのか否かを評価する必要があると認識しております。

当社といたしましては、原則として、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしていないのであれば、特殊な要因の影響はないものと考えられ、終値が客観的な市場取引により形成された株価と言えるため、当社のファンダメンタル・バリューを形成しているものと判断することができるものと認識しております。

しかしながら、平成 27 年 1 月 9 日以降、当社の株価は急騰し、出来高も急増したことから、何らかの特殊な要因が当社の株価形成に影響を与えている可能性が否めず、これを慎重に評価いたしました。

具体的には、平成 26 年 10 月 23 日に当局の調査が終了するまでの間は、当社にとって、当局の調査を受けていること自体が特殊な要因であるものと認識しており、これを評価の対象から排した上で、平成 26 年 10 月 24 日～平成 27 年 1 月 8 日までの 49 営業日（以下「評価比較期間」といいます。）と株価及び出来高が大きく変動した平成 27 年 1 月 9 日～発行決議日前営業日までの 10 営業日（以下「評価対象期間」といいます。）の平均株価（終値）及び一日当たりの平均出来高を比べたところ、評価対象期間の平均株価 21.70 円は、評価

比較期間の平均株価 15.04 円の 1.44 倍となっております。また、評価対象期間の一日当たりの平均出来高 45,650,400 株は、評価比較期間の平均出来高 5,410,473 株の 8.44 倍となっており、これらのことから当社の現状の株価及び出来高は特殊な状態にあるもの認識しております。

なお、当社は平成 26 年 12 月 29 日の 15 時に業績予想を開示しております。同情報の影響は翌営業日（平成 26 年 12 月 30 日）以降に反映するものと考えられることから、株価を検証したところ、平成 26 年 12 月 30 日の終値は、前営業日と比べ 1 円高となっており、出来高も増加していることから、開示した業績予想の影響を受けた可能性が推測されます。

しかしながら、平成 26 年 12 月 30 日から平成 27 年 1 月 8 日までの 5 営業日の終値は変動しておりません。

また、当社は、平成 27 年 1 月 13 日に平成 27 年 2 月期第 3 四半期決算短信を開示しております。平成 27 年 1 月 14 日以降に株価は急騰し、出来高も増加しており、当該第 3 四半期決算短信の開示により株価、出来高が上昇したとも考えられるところではありますが、同日の株価の急騰及び同日以降の出来高が、前述しました通り、評価比較期間の平均株価及び平均出来高と比べてもかなり高い状態であると思われることに加え、前期末の純資産及び当期の業績見込みにおける当期利益と時価総額を同水準（概ね 100 億円以下）の時価総額である同業他社数十社と P B R， P E R で比較分析したところ、同業他社の P B R の水準が、概ね 0.5 倍～7 倍程度であるのに対し、業績予想開示後でかつ評価対象期間前である平成 26 年 12 月 30 日から平成 27 年 1 月 8 日の当社 P B R は約 14.2 倍で、この時点でも同業他社とのかい離は見られたものの、平成 27 年 1 月 15 日の当社 P B R は約 22.2 倍、発行決議日前営業日は約 18.7 倍となっております。P E R に関しましても、同業他社の水準が、概ね 5 倍～50 倍程度であるのに対し、平成 26 年 12 月 30 日から平成 27 年 1 月 8 日の当社 P E R は約 4 千 8 百倍で、P B R 同様、この時点でも同業他社とのかい離は見られたものの、平成 27 年 1 月 15 日の当社 P E R は約 7 千 6 百倍、発行決議日前営業日は約 6 千 4 百倍となっております。これらのことから、評価対象期間において、P B R， P E R ともに、かい離幅が拡大しており、同業他社の傾向から分析してみると、これほどまでに大きくかい離している状態は説明がつかない状況であり、四半期決算短信の開示だけにより、ここまでの株価の値動きや出来高の増加が生じたとは言い切れない状況であるものと推測されます。

さらに当社が第 3 四半期決算短信を開示したのは平成 27 年 1 月 13 日の 15 時であります。1 月 9 日、1 月 13 日につきましては、第 3 四半期決算短信の開示前にもかかわらず株価が急騰し、出来高も急増しております。当然のことながら、当社は情報管理には留意しており、この両日の株価の値動きや出来高の急増の理由は説明がつかない状況であります。

また、今期の業績予想に関しましては、開示いたしました通り、売上高が第 3 四半期の計上額と同じ 737 百万円、当期利益 1 百万円となっており、何とか黒字化は見込まれるものの、現時点では、来期以降の目途が立っていない状況であり、従業員もほとんどおらず、

評価されるような資産や特殊な技術、特別なノウハウも無いため、不動産案件の仕入れを行い、これに付加価値を加え、売却することで利益を上げなければ、株式市場から特段の評価を得られることが難しいものと認識しております。

また、今回の増資により資金を調達するとともに、債務を圧縮することができなければ、今後、会社の存続自体が危ぶまれる状況に陥る可能性は否めず、これらのことを総合的に勘案すると、評価対象期間（平成 27 年 1 月 9 日～発行決議日前営業日）の株価の値動きや出来高の急増は、株価の変動率の大きさに着目して短期的な売却益を得る目的で当社株式への投資が頻繁に行われていることが推測され、かかる目的を有する特定の投資家の思惑のみに当社の株価が一時的に影響していることが窺われます。

今回の発行価額の算定にあたっては、評価対象期間（平成 27 年 1 月 9 日～発行決議日前営業日）の株価の値動きや出来高の急増を受け、終値ではなく平均株価により発行価額を算定することにつき、割当先からの要請を受け、上記の様に評価対象期間の分析を行い、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された価格を採用する方が、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除できるものと判断いたしました。

そこで、日本証券業協会の平成 22 年 4 月 1 日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」といいます。）1. (1) ただし書きで「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の額に 0.9 を乗じた額以上の価額とすることができる。」（以下、「日証協指針 1. (1) ただし書き」といいます。）とされていることを踏まえ、発行決議の直近の 3 ヶ月平均株価に 0.9 を乗じた価額を基準として発行価額を決定することといたしました。

なお、直近 3 ヶ月の平均株価を選択いたしましたのは、前述いたしました通り、当局の調査が終了するまでの期間は、特殊な状況であったとの認識により、これを排した方が良いとの判断から 6 ヶ月平均を選択すべきではなく、また、評価対象期間（平成 27 年 1 月 9 日～発行決議日前営業日）の株価の値動きや出来高の急増といった特殊要因を可能な限り抑制するためには、当該特殊要因による値動きの評価対象期間が平均算定期間の半数以上を占める 1 ヶ月平均よりも 3 ヶ月平均を選択することが合理的であるものと判断したからであります。

また、ディスカウント率につきましては、当社の現状の株価水準を前提とした場合、株価 1 円の値動きで約 4.8%（前日終値で計算した場合）の価格が変動することとなることから、値動きの幅が非常に大きくなるため、割当先からは、発行価額は許容される最大限のディスカウント率としたいとの要望を受けており、当社といたしましても、今回の増資により大幅な債務の圧縮が図られること、今後の収益性の向上が期待されること、また、これまでに複数の投資家と当社の増資引き受けに関して協議してきたものの、当社の与信不安から、現時点で引き受けを検討していただける投資家が今回の割当先以外見つからないこと等を勘案し、割当先と協議の上、日証協指針 1. (1)ただし書きを踏まえ、10 パーセント以

下とすることといたしました。

当該新株式の発行価額は、発行決議日の前営業日である平成 27 年 1 月 23 日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値に対し、30.67%のディスカウント、同前営業日から遡った直近 6 ヶ月間の終値平均である 14.74 円に対し、1.21%のディスカウント、直近 1 ヶ月間の終値平均である 18.79 円に対し、22.51%のディスカウントとなっております。

前営業日の終値及び 1 ヶ月間の終値平均を基準にディスカウント率を計算すると 10%を超えるディスカウント率となるものの、前述の通り、一時的な株価変動等の影響を排除するため、直近 3 ヶ月間の終値平均を、当社の客観的な株価の基準とすることが妥当であると判断されることに加え、来期以降の売上計上の目途がたっていない現状において、本第三者割当増資により資金を調達できなければ、会社再生に向けた取り組みが遅れるだけでなく、最悪、今後、運転資金不足に陥る可能性が否めない状況であること、本第三者割当増資を行うことにより、バランスシートの改善を図るとともに、足元の安定化に資する運転資金や、今後の不動産案件の手付金等に充当する資金を確保することで、当社における事業の収益性の向上が期待され、これにより企業価値向上を図ることができれば、既存株主のデメリットを最小限に抑えることができるものと思われること、日証協指針 1. (1) のただし書きに沿ったものであるものと認識していること等から、当社といたしましては、直近 3 ヶ月間の終値平均に 0.9 を乗じて算定した発行価額は、割当先に特に有利な条件で発行するものではないと判断いたしました。

なお、発行条件の公正性を担保すべく、当社と独立した中立の立場である日比谷パーク法律事務所から、法的助言を得ております。

また、東京証券取引所の企業行動規範により確保が義務付けられた独立役員であり、また、常勤(社外)監査役である齊藤守人及び社外監査役である五十嵐啓二並びに平井清志の計 3 名の監査役からは、当社から独立した立場でありつつも、当社の内部情報に精通している立場であることから、当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的に控えられてないか、好影響を及ぼす情報の開示が恣意的になされていないか等、当社の株式の取引価格が当社のファンダメンタル・バリュを表現しているとはいえない特段の事情の有無を検証し、現時点で、当社の株式の取引価格に悪影響を及ぼす情報開示が恣意的に控えられておらず、且つ、好影響を及ぼす情報の開示が恣意的になされていないとの判断の下、直近の当社株価動向について、一時的な株価の変動とそれに伴う出来高の急増といった特殊な要因が株価の形成に影響を与えている可能性が窺えることから日証協指針 1. (1) に沿って、当局の調査が終了するまでの期間を排した直近 3 ヶ月間の終値平均が、一時的な株価変動等の特殊要因を排除し、当社の企業価値を適正にあらわすものと考えられることから、現時点の当社の与信状況では、他の引受先がないこと、本第三者割当増資を行わなかった場合、今後の運転資金不足に陥る可能性が否定できないこと、増資を行うこと

により財務基盤を強化し、再生に向けた取り組みを推進することで、結果として既存株主のデメリットを最小化することができること等からディスカウント率にも相当性が認められるうえ、日証協指針 1. (1) のただし書きに反するものではないことから、監査役全員一致の意見として、本新株式の発行価額は割当先に特に有利ではなく適法である旨の意見を、当社取締役会においていただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件増資により増加する新株式は 65,975,100 株（議決権ベースで 659,751 個）で、現在の発行済株式数の 21.63%（議決権を有しない株式として 250,200 株を控除した議決権ベースで 21.65%）にあたります。

また、直近 10 営業日の当社出来高は特殊な状況にあるものと判断しており、それにより当社株式の流動性は説明できません。なお、参考までに評価比較期間（平成 26 年 10 月 24 日～平成 27 年 1 月 8 日）の一日当たりの平均出来高 5,410,473 株は、今回の増資による発行新株式数 65,975,100 株の約 8.2%にあたり、相応の流動性を有しているものと認識しております。

当社といたしましては、今回の増資により、財務基盤の強化が図られることや足元の運転資金の一部を確保することで、信用回復に向けた土台作りに着手できること、物件等の取得にかかる手付金等の確保による事業の収益性向上が期待されること等から、これにより業績の早期回復と、企業価値向上が期待されること等から、本件増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1)	氏名	渡壁 謙二
(2)	住所	神奈川県横浜市西区
(3)	職業の内容 名称・肩書き 所在地 事業概要	株式会社プラットホーム 代表取締役 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 101 番地 1 不動産業
(4)	上場会社と当該個人の関係	当社は、当該個人から本件増資における現物出資の対象となる 500 百万円の借入をおこなっております。 また、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には現時点で記載すべき資本関係・人的関係はありません。

	<p>なお、当該個人からは、当社の顧問として当社グループの不動産取引に関してアドバイスを受けておりましたが、平成 26 年 9 月 30 日付で顧問契約を解除しております。しかしながら、当該個人からは、今後も継続して当社の事業に協力いただける旨の説明を受けております。</p> <p>また、当該個人が代表者である株式会社プラットホーム(代表者: 渡壁謙二、所在地: 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 101 番地 1) とは、これまでにいくつかの不動産取引を行った実績がありますが、現時点で取り組み中の案件はありません。</p> <p>当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。</p>
--	--

(注) なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(1)	氏名	清野 伸一
(2)	住所	神奈川県横浜市青葉区
(3)	職業の内容	<p>株式会社清野耀聖事務所 代表取締役</p> <p>神奈川県横浜市青葉区新石川二丁目 7 番地 35</p> <p>店舗・商業施設に関するコンサルティング業及び建築の設計・施工業</p>
	名称・肩書き	
	所在地	
(4)	事業概要	<p>当社と当該個人(その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。)の間には、現時点では、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。</p> <p>また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありませんが、取引先の紹介により当社がこれまでに分譲・企画したマンション及びシニア住宅等の外観デザインに関する業務を委託しておりましたが、現時点で取組中の案件はありません。</p>
	上場会社と当該個人の関係	

(注) なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(1) 名称	セノーテ5号投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都中央区築地四丁目1番12号ビュロー銀座605号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	株式会社の発行する株式等有価証券の取得 事業者に対する金銭の貸付	
(5) 組成日	平成26年12月18日	
(6) 出資の総額	150,000千円	
(7) 出資者・出資比率・ 出資者の概要	宮下 晃男 (26.67%) 齋藤 雅彦 (20.00%) 加藤 勝二 (16.67%) 岡本 武之 (13.27%) 株式会社高崎総合コンサルタンツ (10.00%) (群馬県高崎市、代表者：加藤 勝二) 株式会社アベントーラコーポレーション (6.67%) (福島県郡山市、代表者：齋藤 雅彦) 北島 義彦 (6.60%) ヤマゲン証券株式会社 (0.07%) セノーテキャピタル株式会社 (0.07%)	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	セノーテキャピタル株式会社
	所在地	東京都中央区築地四丁目1番12号 ビュロー銀座605号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本武之
	事業内容	ファンドの設立および運営、有価証券 への投資
	資本金	10,000千円
(9) 上場会社と当該ファン ドとの間の関係	上場会社と当該ファン ドとの間の関係	該当事項はありません。
	上場会社と業務執行組 員との間の関係	該当事項はありません。

(注) なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社といたしましては、当局の調査とそれに付随した風評被害等の影響で、非常に厳しい経営環境に置かれながら、調査以前に仕入れた案件の譲渡等によって、当面を何とか凌ぐとともに、調査完結時に速やかに機動的な資金調達ができるよう、今回の割当先を含む複数の投資家に対して、当社が再生に向け、一步踏み出すためには、資金調達が必要である旨を説明し、これらの投資家と協議を続けてまいりました。

しかしながら、今回の割当先以外の投資家からは、現状、当社に増資の必要性があることに関しては、概ねご理解はいただけたものの、当社の信用回復には相当な時間を要すると思われること等を理由とし、現時点で当社の増資を引き受けていただくには至りませんでした。そのような中、今回の割当先が前向きに検討していただいたものであります。

特に、今回の割当先の内、渡壁氏と清野氏は、以下にあげる様に、増資後の当社再生に向けた協力者としての役割が期待できること、当局の調査とそれに付随した風評被害等の影響で、当社の与信が著しく毀損した中、決して当社を見放さず、当局による調査以降、多くの取引先が当社との取り組みを中断する状況であったにもかかわらず、共同事業への取り組みや新規事業への取り組みを提案いただく等、調査前と変わらず、継続して協力していただいたこと等から、割当先候補として検討いたしました。

割当先の一人であります渡壁謙二氏（以下「渡壁氏」といいます。）は、平成11年5月から平成19年5月まで、当社の非常勤取締役であり、任期満了により取締役退任後も当社顧問に就任し、当社グループの不動産取引に関するアドバイザーとして、当社の事業に多大なる貢献をしていただいております。

また、渡壁氏は、当局の調査以降、多くの取引先が、当社との不動産取引に躊躇する中、当社との共同事業に取り組んでいただいております。平成27年2月期中にも、同氏が代表取締役を務める株式会社プラットホーム（以下「プラットホーム」といいます。）との間で取り組んだ共同事業案件の収益を計上済であります。

なお、当該共同事業案件の収益計上に加え、これまでに取り組んできた経費削減の成果により、平成27年2月期の業績予想で開示しております通り、今期は、何とか黒字化を見込んでおります。しかしながら、現時点で、来期以降の売上計上で確定している案件がないため、再生に向け、一步踏み出すためにも、早急に売上確保のための不動産案件等の取得にかかる資金と当面の運転資金を調達することが必要と考えております。

当社といたしましては、渡壁氏が、当社の事業に関する理解度が高いことや、不動産事業に相応の知識を有しており、当社のステークホルダーとして協力が期待できること、プラットホームは、多くの不動産取引を行っている不動産会社であり、同氏を割当先とすることで、不動産事業における同社との提携もこれまで以上に期待できること等を総

合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

なお、渡壁氏は、すでに実行済みの借入金 500 百万円の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による割当及び金銭出資 35 百万円による割当を予定しております。当該借入金に関しましては、プラットホームから借り入れた後、当社に対して貸付が実行済であります。また、金銭出資に関しましても、プラットホームから資金を借り入れ、払い込む予定とのことであります。

また、清野伸一氏（以下「清野氏」といいます。）は、建築設計、デザインを手掛ける株式会社清野耀聖事務所（代表者：清野伸一、所在地：横浜市青葉区新石川二丁目 7 番地 35）の代表であり、ハウスウエディング式場のデザインや、大手を含む多くのデベロッパーの販売するマンションのデザイン等を数多く手掛けている建築デザイナーであります。

当社の取引先からの紹介により当社がこれまで供給してきたマンションやシニア施設のデザインも数多く手掛けていただいております、当社の建物のデザインを通じて、当社の物創りに関する思いや理念を理解していただいているものと認識しております。

また、同氏の持つデザイン力や企画力は、当社が取り扱う不動産の価値向上につながるものと認識していることから、取得した不動産の収益性の向上が期待できることや、これまでも同氏の幅広い人的ネットワークから、様々な新規事業の提案や投資家のご紹介もいただいていることなどから、当社が再生に向け前進する上で、同氏との協力関係は不可欠であるものと考えており、それらを総合的に勘案し、割当先として選定いたしました。

セノーテ 5 号投資事業有限責任組合（以下「セノーテ 5 号ファンド」という。）は、同組合の業務執行組合員であるセノーテキャピタル株式会社（代表者：岡本武之、所在地：東京都中央区築地四丁目 1 番 12 号ビュロー銀座 605 号）が運営するファンドであります。

セノーテ 5 号ファンドの運営者でありますセノーテキャピタル株式会社の代表取締役である岡本武之氏と当社の代表取締役である松谷昌樹氏が以前より面識があり、当社の再生に向けた資金調達にご協力いただくことに関してご相談したところ、同社も純投資目的で投資できる銘柄を探しており、また、以前より、当社が当局の調査に起因した風評被害等により、厳しい経営状況であるものの、すでに大幅な債務圧縮を実現したことや経費削減に取り組んできた当社の現状をご理解いただいたうえで、当社の事業の収益性、将来性にご興味を持って頂いていたことから、当社株式の割当先として検討を進めてまいりました。

当社といたしましても、ファンドの運営者であるセノーテキャピタル株式会社が、これまでに、複数の企業の再生に向けた資金調達を、今回同様ファンドを通じて引き受けた実績を有していることや不動産事業や新規事業における取引先を紹介いただくこと等により、当社の業績向上に向けた協力関係の構築が期待できることに加え、当該ファン

ドに出資している一部の投資家が実業家として企業経営に豊富な実績を有していることから、今回の資金調達だけにとどまらず、今後、当社の再生に向けたアドバイスを受けたり、顧客や取引先を紹介いただくこと等も期待できるものと判断し、今般、当社が新株式発行による資金調達を検討する中で、セノーテキャピタルに対し出資をご相談したところ、同社からも快諾を頂き、割当先として選定いたしました。

以上から、今回の増資により、今後の事業資金を調達し、借入を圧縮することにより、金融機関等との融資等の取引再開が期待できること、優良な取引先等と不動産案件等における共同事業への取り組み再開が期待できること、現在、協議中の優良案件についても、一段と協議を進めることが可能となること等から、今後の業績向上に向け、“今”が再生に向けた第一歩を踏み出す好機であり、その土台をつくるチャンスであること等を総合的に勘案し、割当先として選定したものであります。

なお、各割当先からは、当社の経営に関与しない旨の表明を得ております。

また、割当先が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否かについては、当該割当先への聴取により確認するとともに、当該割当先及びセノーテ 5 号投資事業有限責任組合の業務執行組合員並びに主たる出資者に関して、第三者調査機関であります株式会社ディー・クエスト(所在地：東京都千代田区神田駿河台 3-4、代表者：脇山太介)及び若葉総合株式会社(所在地：東京都豊島区東池袋 1-36-3、代表者：田村敬蔵)に調査を依頼し、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

また、割当先から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

(3) 割当先の保有方針

各割当先の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、今回発行する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとのことであります。

なお、渡壁氏、清野氏ともに、当社の再生に向け、これまで通り、当社を応援いただけるスタンスに変更はないとのことであり、セノーテ 5 号投資事業有限責任組合の業務執行組合員でありますセノーテキャピタル株式会社からは、不動産事業や新規事業における取引先を紹介いただくこと等、当社再生に向け、ご支援いただける旨を口頭にて表明いただいております。

なお、各割当先からは、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮

しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

当社といたしましては、割当株式が早期に売却される可能性はあるものの、再生の土台を作り、早期再生に向け踏み出すことが、企業価値の向上に繋がるものと認識しており、今回の割当が、現状考えられる最良の選択であると判断しており、割当先の保有方針はやむを得ないものと判断いたしました。なお、当社と各割当先との間における本件増資に係る割当新株式について、本新株式払込期日であります平成 27 年 2 月 12 日から 2 年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

(4) 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

今回の割当先が、今回の第三者割当による新株式の発行に関し準備した資金を以下のとおり確認し、これらの資金をもって、払い込みが可能である旨聴取しております。

まず、渡壁氏に関しましては、払込みに要する資金をプラットホームから借り入れており、金銭出資 35 百万円に関しては、渡壁氏個人の銀行口座の残高を残高明細により確認するとともに、当該資金の借入先であるプラットホームの決算書及び同社と渡壁氏との間で締結されている極度貸付約定書等により、払い込み資金の実在性を確認しております。なお、渡壁氏が当該払込みに要する資金 35 百万円及び現物出資の対象となる 500 百万円の借入金は、渡壁氏がプラットホームから借り入れておりますが、当該借入金の弁済に関しては、報酬や配当等の今後渡壁氏が得る収益により弁済していく方針であると伺っております。

また、清野氏に関しましては、金銭出資 280 百万円を自己資金により払い込む予定であると伺っており、銀行口座の残高を残高明細により確認しております。

なお、当該資金は、清野氏が出資者又は役員である 3 社に対して、同氏が有する貸付金等の債権を回収したものであり、他者からの借入金ではない旨伺っております。

また、セノーテ 5 号投資事業有限責任組合に関しましては、金銭出資 145 百万円を各組合員からの出資により調達し、当該出資された資金により払い込む予定であると伺っており、銀行口座の残高を残高明細により確認しております。

(5) 株式貸借に関する契約

割当先からは当社株式の借株を行わない旨、報告を受けております。また、当社株式の貸株を行わない旨合意しております。

(6) その他の事項

当社及び割当先との間には、その他特段の付帯契約がないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 27 年 1 月 23 日現在）			募 集 後 （新株式の第三者割当増資後）		
高橋和男	6,192,000	2.03%	渡壁 謙二	39,629,600	9.90%
㈱ランドコーポレーション	4,356,000	1.43%	清野 伸一	20,740,700	5.18%
松谷昌樹	3,870,000	1.27%	セノーテ 5 号投資事業有 限責任組合	10,000,000	2.70%
中原 力	2,958,000	0.97%	高橋和男	6,192,000	1.67%
エイエスピーシー トラスティー （ホソコン） リミテッド アカウ ント ジーダブリュエス	2,500,000	0.82%	㈱ランドコーポレーショ ン	4,356,000	1.17%
西ノ谷菊雄	2,300,000	0.75%	松谷昌樹	3,870,000	1.04%
中脇禮次	1,517,000	0.50%	中原 力	2,958,000	0.80%
楽天証券株式会社	1,506,800	0.49%	エイエスピーシー トラスティー（ホ ソコン） リミテッド アカウ ント ジーダブリュエス	2,500,000	0.67%
鈴木稔	1,500,000	0.49%	西ノ谷菊雄	2,300,000	0.62%
米岡茂昭	1,230,000	0.40%	中脇禮次	1,517,000	0.41%

（注）1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主構成は平成 26 年 8 月末日時点の株主名簿を基に、平成 27 年 1 月 23 日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果に基づいて作成しております。

8. 今後の見通し

本件増資による今期業績への影響については、今後判明し次第速やかにお知らせいたします。

（企業行動規範上の手続き）

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
連結売上高	8,681百万円	7,898百万円	1,804百万円
連結営業利益	457百万円	△0百万円	△563百万円
連結経常利益	160百万円	△330百万円	△722百万円
連結当期純利益	△692百万円	578百万円	△1,285百万円
1株当たり連結当期純利益	△3.40円	1.96円	△4.22円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり連結純資産	1.43円	5.35円	1.13円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成26年12月末日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	304,998,900株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0.00%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0.00%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0.00%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年2月期末日	平成25年2月期末日	平成26年2月期末日
始値	23円	13円	7円
高値	33円	15円	43円
安値	11円	1円	6円
終値	14円	9円	14円

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	13円	14円	14円	13円	17円	14円
高値	16円	14円	15円	20円	18円	18円
安値	12円	13円	13円	12円	14円	14円
終値	14円	14円	13円	15円	14円	16円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年 1 月 23 日
始 値	20 円
高 値	21 円
安 値	20 円
終 値	21 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 24 年 5 月 2 日
調 達 資 金 の 額	689,999,300 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株当り 11 円 70 銭
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	245,169,900 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	59,829,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	304,998,900 株
割 当 先	ジェイウイング・キャピタル株式会社 59,829,000 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	マンション分譲事業における共同出資金等 300 百万円 マンション分譲事業における手付金等 約 390 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 24 年 5 月末から平成 25 年 2 月末まで随時。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	マンション分譲事業における共同出資金として約 300 百万円が充 当済みであります。 マンション分譲事業における手付金等として約 390 百万円が充 当済みであります。

株式会社ランド普通株式発行要項

1. 発行新株式数 普通株式 65,975,100株
2. 発行価額 1株につき金14円56銭
(※発行決議日前営業日から3ヶ月を遡った期間の終値の単
純平均値である16円17銭に0.90を乗じて得た価額を下回ら
ないように決定)
3. 発行価額の総額 金960,597,456円
内499,999,136円は、下記10の要領による現物出資（デット・
エクイティ・スワップ）の払込方法によるものとする。
4. 資本組入額 1株につき金7円28銭
5. 募集又は割当方法 第三者割当の方法による。
6. 申込期間 2015年2月12日（木曜日）
7. 申込証拠金 引受申込株式1株あたり14円56銭
ただし、金銭による払込による株式の引受けを申し込む場合に
限る。
8. 払込期日 2015年2月12日（木曜日）
9. 割当先及び割当株式数 渡壁 謙二 36,744,400株
清野 伸一 19,230,700株
セノーテ5号投資事業有限責任組合
10,000,000株
10. 現物財産の内容及び価額 渡壁謙二が、当社に対して保有する金銭債権の元本
500,000,000円の内499,999,136円

以 上